

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、地方税の賦課に関する事務(固定資産税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 山江村長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している者が納める固定資産税を算定するために、毎年所有者の異動を把握し、評価額及び課税標準額を賦課決定して通知する。賦課決定に際し又は賦課決定後においても、必要に応じて現地調査等を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。また申請に基づき、賦課された固定資産情報から各種証明書を発行する。</p> <p>①土地および家屋においては、法務局より登記済通知書を受け取り、新たな所有者を課税台帳に登録。            ②未登録家屋においては、未登録家屋所有者変更届により、新たな所有者を課税台帳に登録。            ③償却資産においては、償却資産所有者からの申告書の提出により、課税台帳に登録。            ④所有者等からの届出により、納税管理人、相続人代表者等を課税台帳に登録。            ⑤固定資産税の賦課決定・賦課更正の通知発送。            ⑥賦課情報に基づく証明書等の発行。            ⑦固定資産税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。</p>
③システムの名称	1. 固定資産税システム、2. 中間サーバー、3. 団体内統合宛名、4. 収納消込システム、5. 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル、2. 固定資産税土地情報ファイル、③固定資産税家屋情報ファイル、④固定資産税償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条7号 2. 別表第二の27・28の項及び情報提供者が市町村となる地方税関係情報各号 3. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場税務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム、2. 中間サーバー、 3. 団体内統合宛名	1. 固定資産税システム、2. 中間サーバー、 3. 団体内統合宛名、4. 消込収納システム、5. 固定資産税システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事後	
令和8年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している者が納める固定資産税を算定するために、毎年所有者の異動を把握し、評価額及び課税標準額を賦課決定して、6月に通知する。賦課決定に際し又は賦課決定後においても、必要に応じて現地調査等を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された固定資産情報から証明書等を発行する。  ①土地および家屋においては、法務局より登記通知書を受け取り、新たな所有者を課税台帳に登録。 ②未登録家屋においては、未登録家屋所有者変更届により、新たな所有者を課税台帳に登録。 ③償却資産においては、償却資産所有者からの申告書の提出により、課税台帳に登録。 ④所有者等からの届出により、納税管理人、相続人代表者等を課税台帳に登録。 ⑤固定資産税の賦課決定・賦課更正の通知発送。 ⑥賦課情報に基づく証明書等の発行。 ⑦固定資産税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。	地方税法に基づき、1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している者が納める固定資産税を算定するために、毎年所有者の異動を把握し、評価額及び課税標準額を賦課決定して通知する。賦課決定に際し又は賦課決定後においても、必要に応じて現地調査等を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。また申請に基づき、賦課された固定資産情報から各種証明書を発行する。  ①土地および家屋においては、法務局より登記通知書を受け取り、新たな所有者を課税台帳に登録。 ②未登録家屋においては、未登録家屋所有者変更届により、新たな所有者を課税台帳に登録。 ③償却資産においては、償却資産所有者からの申告書の提出により、課税台帳に登録。 ④所有者等からの届出により、納税管理人、相続人代表者等を課税台帳に登録。 ⑤固定資産税の賦課決定・賦課更正の通知発送。 ⑥賦課情報に基づく証明書等の発行。 ⑦固定資産税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。	事後	
令和8年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和8年1月31日時点	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	人手を介在させる作業はない	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和8年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	(様式変更により追記)	事後	